

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

R6.4 改訂

この制度は、ひとり親家庭の母又は父が円滑に就業をするための、主体的な能力開発の取組みを支援し、経済的自立の促進を図ることを目的とした制度です。厚生労働省が指定した講座のうち、経済的自立の促進が図られる講座を受講した場合、**受講修了後**にその経費の一部として自立支援教育訓練給付金を支給します。

原則として受講申込み前に「講座指定」の申請が必要です。ご相談の前にお電話でご予約ください。

《取得する資格、就職・転職でお悩みの方へ》

「すずらん」HP→



適職に就くために必要な資格や、就労についてお悩みの方は、**ひとり親相談室「すずらん」**で
ご相談ください。キャリアコンサルタントの資格を持つ専門の相談員とご相談いただけます。

支給資格

区内に住所を有するひとり親家庭の母又は父で次の要件が全て該当していること。

- ①20歳未満の児童を扶養している
- ②児童扶養手当を受けている、又は同様の所得水準にある
- ③過去にこの制度を利用していない
- ④講座を受講することが就業するために必要と認められる
- ⑤受講修了後の支給となるため、受講開始時には全額をご自身で負担できる

対象講座

厚生労働省が指定した「教育訓練講座」が対象です。

教育訓練講座は《一般教育訓練》《特定一般教育訓練》《専門実践教育訓練》の3種類あります。

下記ホームページより講座を探すことができます。

教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座 検索システム

検索先 <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



支給額

①雇用保険による教育訓練給付金の受給資格がない方は、ご本人が支払った教育訓練経費(入学金、受講料に限る)の80%を支給します。ただし、支給額には上限、下限がございますので以下の表をご確認ください。

講座の種類	上限	下限
一般教育訓練	20万円	16,000円以下は 支給不可
特定一般教育訓練		
専門実践教育訓練	40万円×修学年数 (160万円を超える場合は160万円まで)	

②雇用保険による教育訓練給付金の受給資格がある方は、①から教育訓練給付金で支給された額を差し引いた金額で支給します。講座の種類によって差し引く金額が異なります。

【雇用保険の教育訓練給付金(ハローワークの制度)の支給割合】

講座の種類	上限	下限	備考
一般教育訓練	20% 上限10万円	4,000円以下は 支給不可	支給対象訓練経費は入学金及び受講料の最大1年分
特定一般教育訓練	40% 上限20万円		
専門実践教育訓練	① 50% 上限40万円×修学年数 (120万円を超える場合は 120万円まで)		② 資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以上に 被保険者として雇用された 場合 70% 上限56万円×修学年数 (168万円を超える場合は 168万円まで)

<計算例1> 修学期間が6ヶ月の一般教育訓練を修了し、訓練経費が200,000円

総支給額【80%】160,000円

教育訓練給付金 【20%】40,000円	自立支援教育訓練給付金 【60%】120,000円	自己負担 40,000円
-------------------------	------------------------------	-----------------

<計算例2> 修学期間が1年の専門実践教育訓練を修了し、訓練経費が600,000円(専門実践教育訓練①の場合)

総支給額【上限】400,000円

教育訓練給付金 【50%】300,000円	自立支援教育訓練給付金 100,000円	自己負担 200,000円
--------------------------	-------------------------	------------------

(注意) 総支給額は80%の480,000円にはなりません。

【手続きの流れ】

事前相談	<p>お電話にて事前にご予約ください。</p> <p>就労状況、生活状況、訓練費の工面方法、既にお持ちの資格や技能、資格取得の意欲、資格取得後の展望、希望職種等をお聞きしたうえで、必要性について判断します。既に資格をお持ちの方はその資格を活かせない理由や収入アップに繋がるか、安定した就労に繋がるか等をお聞きしたうえで判断します。</p>
相談に必要な書類等	<p>①児童扶養手当証書、遺族年金証書、障害年金証書等</p> <p>②受講を希望する講座のパンフレット等（かかる費用、試験日等が分かるもの）</p> <p>③教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワーク木場で発行）</p>

事前申請	<p>受講希望の講座について、受講開始前に「講座指定」の申請を行います。申請後、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」を送付しますので、届いた後に受講を開始してください。</p>
申請に必要な書類等	<p>①戸籍謄本（発行3カ月以内のもの）※子どもが別の戸籍の場合は子どもの分も必要</p> <p>②児童扶養手当証書（受給している場合）</p> <p>③受講予定の講座内容の分かるもの（講座名、受講期間、受講料）</p> <p>④判子（朱肉を使用するもの）</p> <p>⑤教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワーク木場で発行）</p> <p>⑥マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票等いずれか一つ</p> <p>⑦その他決定するうえで必要となり、指示のあったもの（ ）</p>

支給申請	<p>申請期限</p> <p>【教育訓練給付金を受給しない方】受講修了日から30日以内</p> <p>【一般・特定一般教育訓練給付金を受給する方】受講修了日から30日以内</p> <p>【専門実践教育訓練給付金を受給する方】教育訓練給付金の支給額確定日から30日以内</p>
申請に必要な書類等	<p>①事前指定の「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」</p> <p>②対象講座の修了証書（ハローワークで原本を回収される場合があるので、コピーをお取りください。）</p> <p>③教育訓練機関発行の講座（教育訓練費）の領収書又はクレジット契約書</p> <p>④児童扶養手当証書（受給している場合）</p> <p>⑤金融機関の預金通帳またはキャッシュカード</p> <p>⑥判子（事前申請に使用したもの）</p> <p>⑦「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」または「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証」（雇用保険の教育訓練給付を申請した場合）</p> <p>⑧マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票等いずれか一つ</p> <p>⑨戸籍謄本（事前申請時から変更がなければ不要）</p> <p>⑩その他決定するうえで必要となり、指示のあったもの（ ）</p>

【注意】支給申請時に、支給資格がなくなっている時は、給付金を受けることができません。
また、講座を受講しなかった場合、若しくは受講を途中でやめた場合も受けられません。

児童扶養手当を受給している方へ

自立支援教育訓練給付金の支給判定について

児童扶養手当

児童扶養手当の受給 ≠ 自立支援教育訓練給付金の受給要件

児童扶養手当証書の有効期限が10月31日迄でも、8月～10月の判定の際にご本人の前年の所得が児童扶養手当の支給対象となる基準を超えていた場合、支給対象外となります。

【問い合わせ先】江戸川区 人権・男女共同参画推進センター 相談啓発係 ☎03 (6231) 8150
〒132-0011 江戸川区瑞江2-9-15 （人権・男女共同参画推進センター内）

江戸川区HP

